

技術者制度の概要

建設業法の概要

建設業の許可を要するもの

許可制度

国土交通大臣許可

(2以上の都道府県に営業所を設置)

都道府県知事許可

(1の都道府県に営業所を設置)

29業種
(土木工事・建築工事等)

特定建設業許可
(4,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可
(特定建設業以外)

許可の要件

経營業務管理責任者の設置

(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない)

営業所専任技術者の設置

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない)

その他、財産的基礎を有していること 等

建設業の許可を要しないもの

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置
(4,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

主任技術者の設置
(全ての建設工事)

技術者の専任配置

(公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する工事を行う場合)

→ 監理技術者資格証の携帯義務及び監理技術者講習の受講義務あり。

監督処分

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

法令遵守の実効性を確保するため不適格な者に対する処分

(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負等)

- ① 指示処分
- ② 営業停止処分
- ③ 許可取消処分
- ④ 罰則の適用

請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務
請負契約の書面締結義務 等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査
(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

- ① 経営規模
- ② 経営状況
- ③ 技術力
- ④ その他

紛争の処理

建設工事紛争審査会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置)

- ① あっせん
- ② 調停
- ③ 仲裁

建設業法における各技術者の概要

①主任技術者・監理技術者（法第26条及び法26条の3,4）

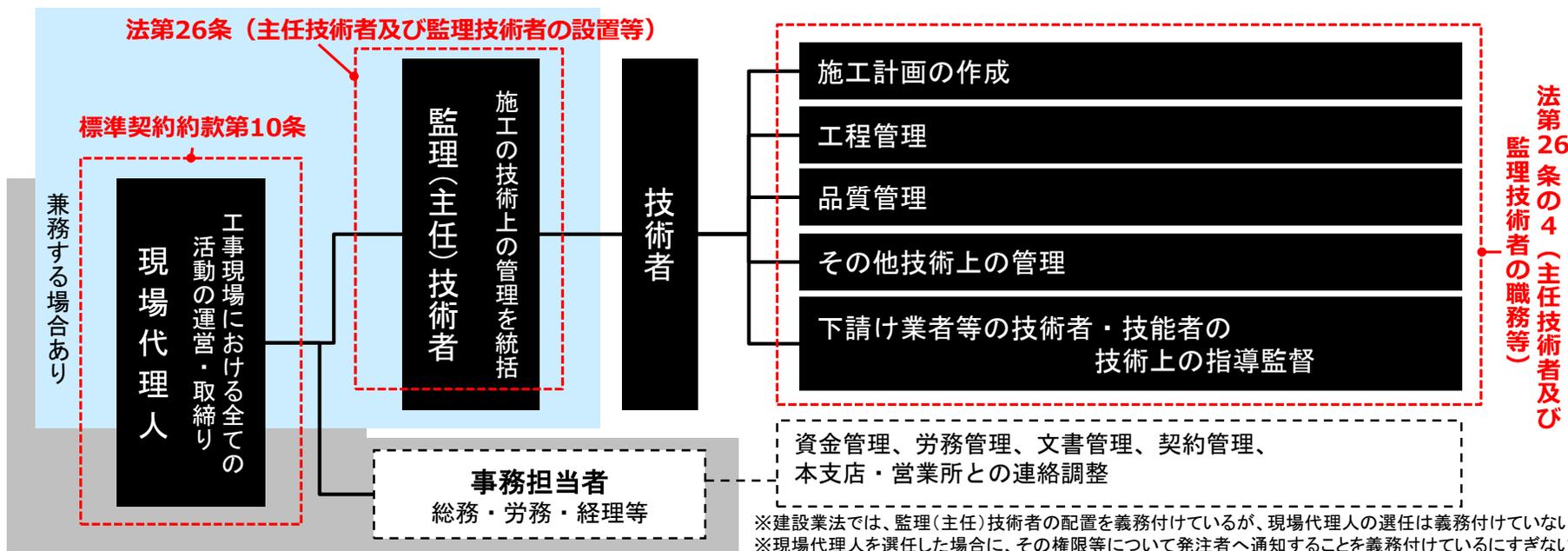
○建設業者が、その請け負った建設工事を施工するときに、工事現場の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。

○請負金額に応じて、現場に「専任」であることが求められる。（一部兼務を認める規定あり）

②営業所専任技術者（法第7条及び第15条）

○建設業許可の要件となっている技術者。

○建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、常時その営業所に勤務していることが必要であり、それぞれ専任で置くこととされている。



建設業法における各技術者の役割

監理技術者・主任技術者

	元請の主任技術者、監理技術者	下請の主任技術者
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導

（監理技術者制度運用マニュアル）

営業所専任技術者

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。

ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる。

（監理技術者制度運用マニュアル）

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。

「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

（建設業許可事務ガイドライン）

建設業における技術者配置の意義

①建設工事の適正な施工の確保

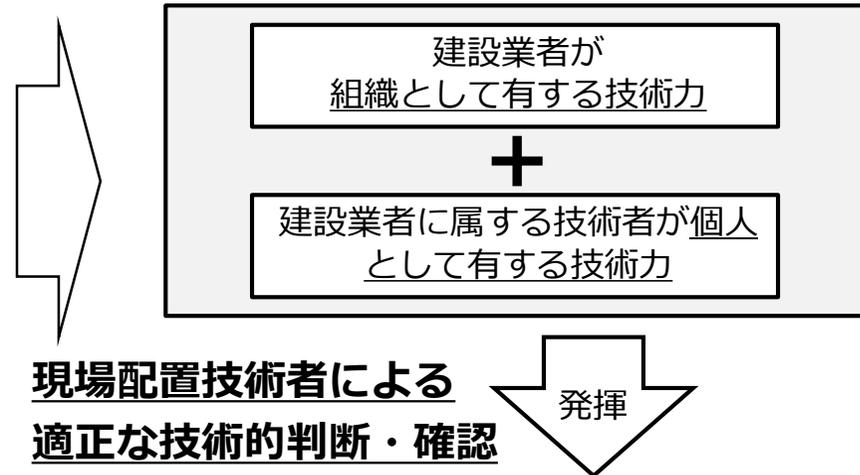
- 建設業は、建設生産物の特性及び施工の特性を踏まえ、建設業者の施工能力が特に重要。
- 建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることにより、適正かつ生産性の高い施工が確保される。
- このためには、高い技術力を有する技術者を工事現場毎に配置することが必要。

建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す



適正かつ生産性の高い施工の確保

②建設産業の健全な発展

- 技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工を建設市場から排除
- 一括下請負などの不正行為を排除することにより、技術と経営に優れ、発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行う

建設業法における各技術者の要件

- 建設業者は、**工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者**として**主任技術者を設置**しなければならない。なお、**元請は、下請契約の請負金額の合計が一定以上の場合**は、主任技術者ではなく**監理技術者を設置**しなければならない。
- 技術者に求められる要件は、監理技術者は**特定建設業の営業所専任技術者**と、主任技術者は**一般建設業の営業所専任技術者**と同じ。

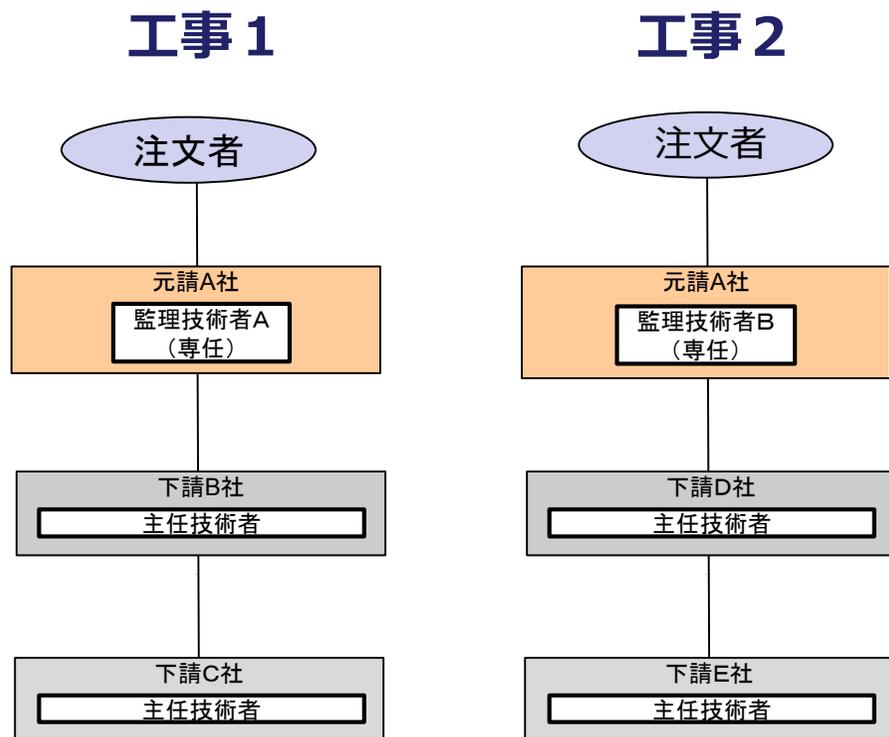
工事現場に置く技術者	監理技術者	主任技術者
元請工事における下請合計金額	4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)	4,000万円未満(建築一式工事は6,000万円未満)
技術者の要件(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ●一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●実務経験者(指定建設業※は除く) <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者としての要件(右記の主任技術者としての実務経験)を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の<u>指導監督的な実務経験</u>を有する者 ●国土交通大臣特別認定者 <ul style="list-style-type: none"> ※指定建設業: 土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種 	<ul style="list-style-type: none"> ●一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●二級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・2級施工管理技士 等 ●実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大学(指定学科)卒業後3年以上の実務経験 ・高校(指定学科)卒業後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験
工事現場における 専任 の要件	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、 請負金額が3,500万円(建築一式の場合は7,000万円)以上 で必要	
	特定建設業	一般建設業
営業所専任技術者の要件	監理技術者の要件と同等	主任技術者の要件と同等
許可が必要な工事	下請金額が4,000万円以上の元請工事は特定建設業の許可が必要	左記以外は一般建設業の許可が必要(軽微な建設工事を除く)

(参考) 監理技術者の専任の特例(R2.10.1施行)

主任技術者の要件を有する者のうち **1級技士補の資格を持つ者**などを監理技術者補佐として専任で配置した場合に、監理技術者が当該複数現場を兼務することが可能

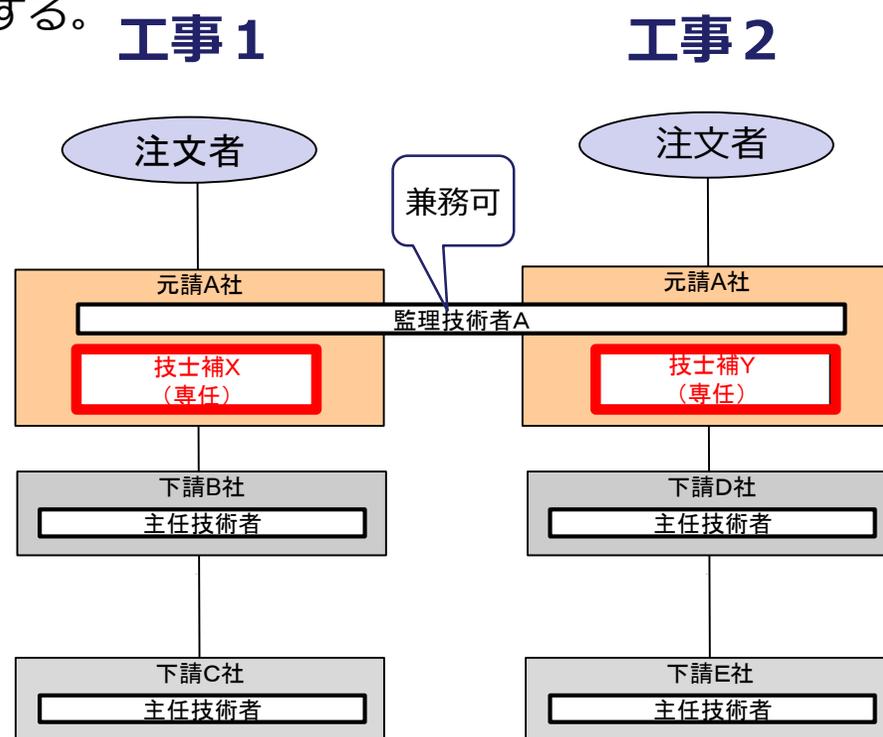
【現 状】

- ・ 建設工事の請負代金の額が3500万円（建築一式工事にあつては7000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。



【改正後】

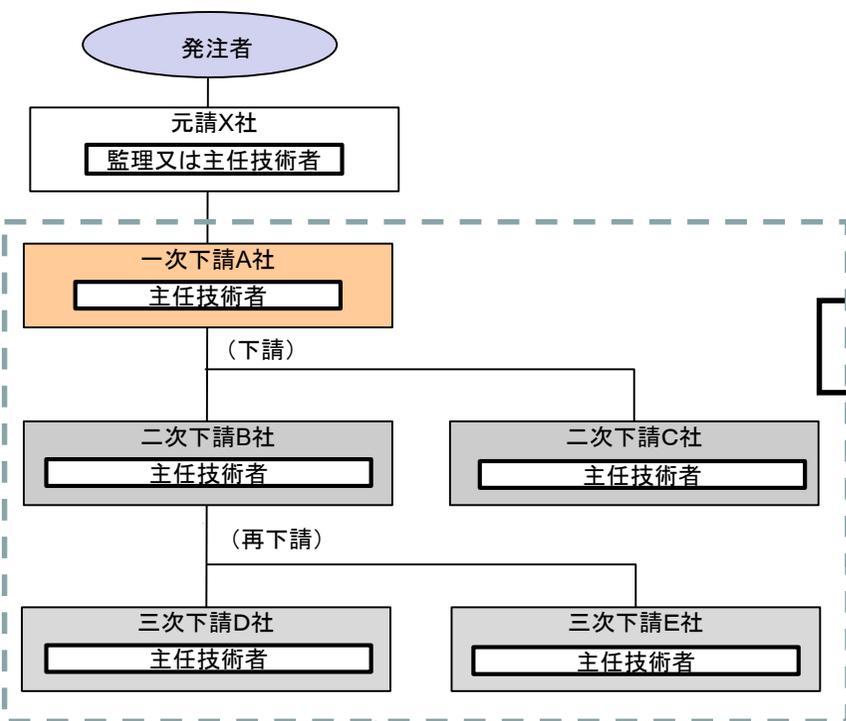
- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする（当面2現場）。
- ・ 政令で定める者は、主任技術者の要件を有する者のうち、1級の技士補の資格を持つ者などとする。



(参考)下請主任技術者の配置の特例(R2.10.1施行)

【改正前】

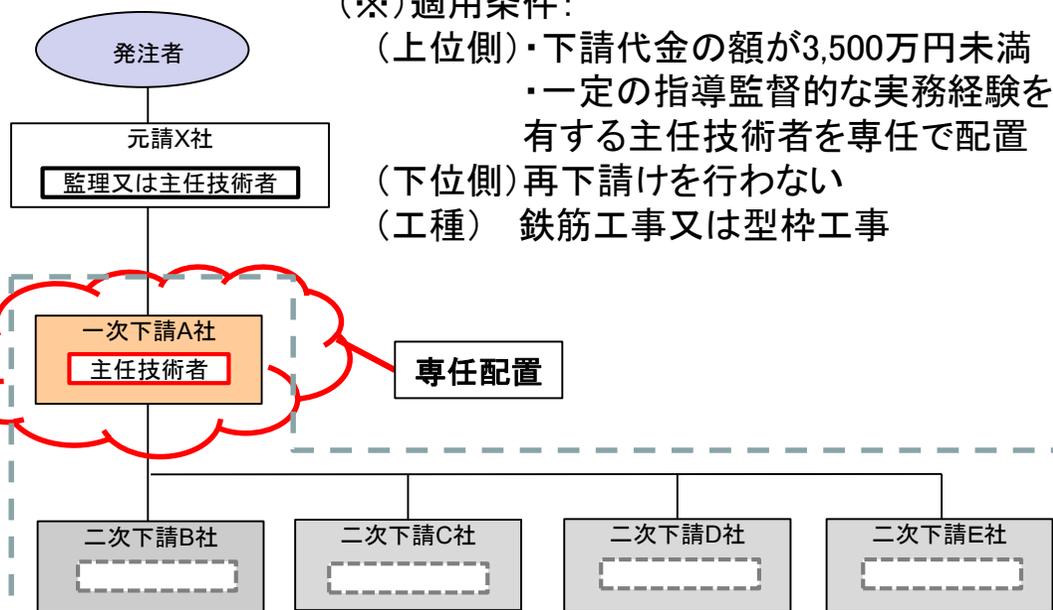
建設業法第26条の規定により、全ての下請業者がそれぞれ主任技術者を配置。



一次下請A社の直用の労働者が不足しており、その不足を補うため同様の建設工事の内容をB社、C社に再下請。
(足りない場合はさらにD社、E社にも再下請)

【改正後】

上位下請の主任技術者が下位下請の技術上の施工管理を行うことにより、下位下請は主任技術者を配置しないことができる。



(※)適用条件:

- (上位側)・下請代金の額が3,500万円未満
- ・一定の指導監督的な実務経験を有する主任技術者を専任で配置
- (下位側)再下請けを行わない
- (工種) 鉄筋工事又は型枠工事

効果

元請負人： 自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる
下請負人： 受注の機会を確保しやすくなる

+

建設業における重層下請構造の改善に寄与

(参考)主任技術者の兼務について(H26.2より全国適用)

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

従前の取扱い (H25.2.5より実施)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

密接な関係のある工事
 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
 又は
 施工にあたり相互に調整を要する工事

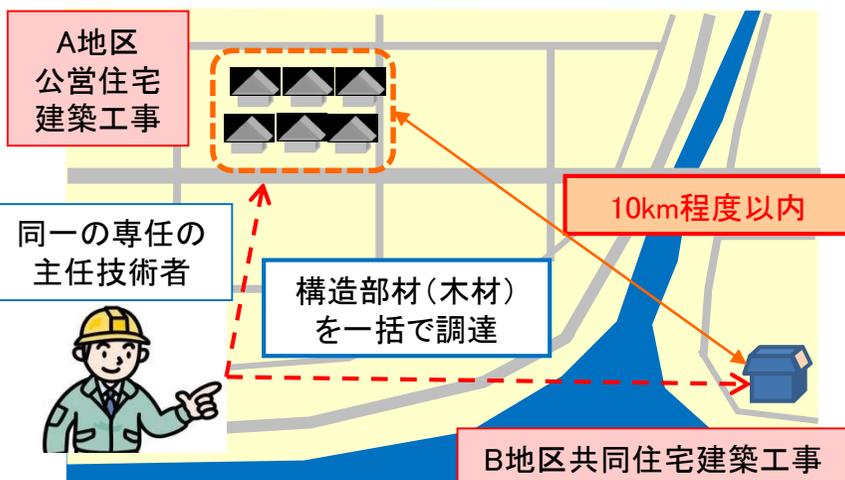
かつ

近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

要件の緩和 (* 東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)



近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
 ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

技術検定の概要

○ 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、(中略)技術検定を行うことができる。(法第27条)

■ 級・区分・種目・種別

それぞれ1級及び2級があり、さらに第一次検定と第二次検定から構成される。
 技術検定は、下記の7種目があり、2級は一部の種目がいくつかの種別に分かれる。

種目	級及び種別	指定試験機関
建設機械施工管理(S35～)	1級、2級(第1種～第6種)	一般社団法人日本建設機械施工協会
土木施工管理(S44～)	1級、2級(土木、鋼構造物塗装、薬液注入)	一般財団法人全国建設研修センター
建築施工管理(S58～)	1級、2級(建築、躯体、仕上げ)	一般財団法人建設業振興基金
電気工事施工管理(S63～)	1級、2級	一般財団法人建設業振興基金
管工事施工管理(S47～)	1級、2級	一般財団法人全国建設研修センター
電気通信工事施工管理(H31～)	1級、2級	一般財団法人全国建設研修センター
造園施工管理(S50～)	1級、2級	一般財団法人全国建設研修センター

■ 受検資格(令第36条、37条)

・所定の実務経験を有すること(2級第一次検定については年齢要件(17歳以上であること)のみ)

■ 技術検定の合格者の扱い

- ・級及び種目の名称を冠する技士補(第一次検定合格)、技士(第二次検定合格)の称号を称することができる。
- ・1級の合格者は「**監理技術者**」、2級の合格者は「**主任技術者**」になることができる。

(例:2級建築施工管理技士補、1級土木施工管理技士)

技術検定の受検資格の概要

○1級の受検資格(合格者は「**監理技術者**」として現場配置可能)

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数 ※1			
	指定学科		指定学科以外	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
大 学	卒業後 3年以上		卒業後 4.5年以上	
短期大学、高等専門学校	卒業後 5年以上		卒業後 7.5年以上	
高等学 校	卒業後 10年以上 ※2※3		卒業後 11.5年以上 ※3	
中等学 校	卒業後 15年以上 ※3			
2級技術検定合格者	条件なし	2級合格後 5年以上 ※3※4	条件なし	2級合格後 5年以上 ※3※4

※1 実務経験の年数には、指導監督の実務経験年数1年以上が含まれていなければならない

※2 「5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」を満たす場合、2年短縮可能

※3 「専任の主任技術者としての実務経験1年以上」を満たす場合、2年短縮可能

※4 「専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」を満たす場合、2年短縮可能。

○2級の受検資格(合格者は「**主任技術者**」として現場配置可能)

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数			
	指定学科		指定学科以外	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
大 学	条件なし ※5	卒業後 1年以上	条件なし	卒業後 1.5年以上
短期大学、高等専門学校		卒業後 2年以上		卒業後 3年以上
高等学 校		卒業後 3年以上		卒業後 4.5年以上
上記以外		卒業後 8年以上		卒業後 8年以上

※5 当該受検年度の末日における年齢が17歳以上の者であること10